



平成22年5月19日

各位

会社名 中部証券金融株式会社
代表者名 取締役社長 湯本 崇雄
(コード番号 8513 名証2部)
問合せ先 専務取締役 村瀬 洋
TEL (052) 251-1301

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成22年6月28日開催予定の第77期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。(変更案第19条)
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。(変更案第26条、第36条)

なお、第26条の新設については、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月28日
定款変更の効力発生日	平成22年6月28日

以上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第26条 ~ 第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第27条 ~ 第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第35条 ~ 第37条 (条文省略)</p>	<p>第37条 ~ 第39条 (現行どおり)</p>